



Q 先日、CO₂（二酸化炭素）排出権取引の勧誘の電話がありました。その後、担当者が自宅に来て、「元本は必ず戻る。すぐ倍になる」などと自信たっぷりに説明をするので契約をしましたが、契約後、「追証が必要になりました。投資資金はお返しできません。」と言われました。事前の説明と違うのですが、問題はないのでしょうか。

A 最近、このような CO₂ 排出権取引に関する消費者被害が増加しています。これは、CO₂ の排出権そのものではなく、ヨーロッパの市場での CO₂ を排出できる権利の価格相場を参照する C F D 取引（差金決済取引）である場合が多く、ハイリスクで複雑なデリバティブ取引の一種です。このような取引は、取引金額が高額な上、消費者自らが市場の状況を確認することはほぼ不可能であるため、非常に危険です。また、勧誘する業者が実体のない会社であるケースも多く、損失発生後、連絡が取れなくなる場合もみられます。

勧誘時にはハイリスクであることを説明せず、利益ばかりを強調し、取引の仕組みを理解させないままに、業者側のペースに乗せて高齢者等を投資に巻き込む事例が多いため、まずは、勧誘を受けたらはっきりと断ることが大切です。

仮に契約をしてしまったとしても、少しでもおかしいと感じたら、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談をしてください。特定商取引法によるクーリング・オフや、消費者契約法に基づく取消等の解決が可能な場合もあります。

いずれにしても、「簡単に儲かる」といわれる話には裏があることが多いです。取引の内容を理解できず、自分の判断で取引ができないようなものには手を出さないことが肝要です。

【姫路総合法律事務所 弁護士 土居 由佳】

このコーナーでは、皆さまからの相談や質問を受付けています。

◎郵便、または FAX で

・〒671-4137 宍粟市一宮町閭賀300 宍粟市社会福祉協議会
・FAX 0790-72-8788

「青い鳥郵便はがき」 無償配布のお知らせ

今年も郵便事業株式会社（日本郵政）より、「青い鳥郵便はがき」の無償配布が始まります。

対 象 身体障がい（1級または2級）、知的障がい（療育手帳Aまたは1度、2度）の方

申込期間 4月2日（月）～
5月31日（木）

配布枚数 お1人につき20枚

○郵便局の窓口または郵送でお申し込みください。
○詳しくはお近くの郵便局にお問い合わせください。

◎結婚相談

宍粟防災センター
4月19日（木）、
5月10日、17日（木）
午後1時30分～4時

宍粟防災センター
4月27日（金）、
5月11日、18日、25日（金）
午後1時30分～4時
※予約制となっています。
（山崎支部 62-5530）

◎心配ごと相談 （法律専門相談）

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日
午前8時30分～
午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受付けています。
お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。相談はいつでも無料です。市内にお住まいの方が対象です。

暮らしの相談・お困りごととは社協へ！

総合相談所のお知らせ